

1 計画の趣旨

鹿児島市では、1994年(平成6年)に「かごしま市女性プラン」、2002年(平成14年)に「鹿児島市男女共同参画計画(女と男^{ひと}ともに輝く パートナープラン)」(2007年(平成19年)改定)を策定し、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ体系的な取組を進めてきました。

2012年(平成24年)には、国の第3次男女共同参画基本計画*、鹿児島市男女共同参画推進懇話会の提言並びに男女共同参画に関する市民意識調査などを踏まえるとともに、第五次鹿児島市総合計画の個別の計画として、2012年度(平成24年度)から2021年度(平成33年度)までを計画期間とする「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。なお、この計画には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法*」という。)に規定する「市町村基本計画」を盛り込んでいます。

第2次鹿児島市男女共同参画計画は、策定時に、計画期間の中間年にあたる平成28年度に見直しを行うこととしていることから、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、この度、改定を行うものです。また、改定に際し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法*」という。)に規定する「市町村推進計画」を盛り込み、本市における女性の職業生活における活躍の推進に取り組みます。

2 計画の背景

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、国際的な動きと連動しながら国内行動計画により様々な施策を推進するなど、着実に進歩してきました。1999年(平成11年)6月には、男女共同参画社会基本法*(以下、「基本法」という。)が公布・施行され、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられました。また、2000年(平成12年)には、基本法の法定計画として国の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策の方向が示されました。

しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国連の女子差別撤廃委員会の我が国に対する最終見解(2016年(平成28年)3月公表)においても多くの課題が指摘されており、世界経済フォーラムの2016年のジェンダー*・ギャップ指数では、特に政治、経済分野での女性の参画が進んでいないことが示されています。

国においては、少子高齢化が進行し、急速な人口減少局面を迎えているなか、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の力を最大限に発揮していくことが喫緊の課題であるとの認識が深まり、2015年(平成27年)8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が成立しました。同年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画では、男性中心型労働慣行*等を変革していくことや、女性活躍推進法の着実な施行等により、女性採用・登用のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが盛り込まれています。

また、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災や2016年(平成28年)4月に発生した熊本地震では、避難所等の災害対応において男女共同参画の視点が反映されなかったことにより、様々な課題が顕在化しました。災害時に男女共同参画の視点からの対応を行うためには、平時からの取組が重要であることが改めて浮き彫りになりました。

鹿児島市では、これまでも第2次鹿児島市男女共同参画計画に基づき、鹿児島市男女共同参画センターを拠点として市民と一体となった取組を推進してきましたが、2014年(平成26年)3月に鹿児島市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者、

市民団体、教育に携わる者の役割、男女共同参画を阻害する行為の禁止等を改めて明らかにしました。2015年(平成27年)9月に実施した市民意識調査の結果からは、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方に「反対」が「賛成」を初めて上回るなど、男女共同参画の理念が着実に浸透してきていることがうかがえます。しかし一方で、社会通念、慣習、しきたりの中での男女の不平等感が依然として強く、実際の生活の中で、女性は家庭を、男性は仕事をより優先する傾向が読み取れるなど、一定の成果とともに課題も浮かび上がってきます。

今回の改定では、これらの状況を踏まえ、男女共同参画社会を形成していくため、更なる取組が必要となっています。

3 世界と国の動き

(1) 国連の動き

国連は、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」を契機に、「平等・開発・平和」と幅広い目標達成のために、世界行動計画の策定や、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下、「女子差別撤廃条約*」という。)の採択など、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んできました。1995年(平成7年)に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言・行動綱領」が採択され、また、2000年(平成12年)には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」を採択しました。

2011年(平成23年)1月には、前年の国連総会決議により既存のジェンダー関連4機関を統合して設立した「UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメント*のための国連機関)」が正式に発足しました。

2015年(平成27年)、「第59回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。また、同年9月に採択された、2016年(平成28年)から2030年(平成42年)までの国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、目標の一つとして、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うことが明記されました。

(2) 国の動き

1975年(昭和50年)、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、1977年(昭和52年)に、1986年(昭和61年)までを対象とする初めての国内行動計画が策定されました。

また、1985年(昭和60年)には女子差別撤廃条約を批准、1986年(昭和61年)に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法*」という。)が施行されました。

1999年(平成11年)、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等を明確にした基本法が公布・施行され、2000年(平成12年)、基本法に基づく初めての計画である男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

2001年(平成13年)、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設けられ、男女共同参画の推進体制が強化されました。

男女共同参画基本計画は改定が重ねられ、2015年(平成27年)12月には、第4次男女共同参

第1章 計画の趣旨と背景

画基本計画が策定されました。また、同年8月には、基本法の基本理念にのっとり、自らの意思によって働き又は働こうとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする女性活躍推進法が成立し、2016年(平成28年)4月に、事業主行動計画の策定に関する規定を含めて全面施行されています。

(3)男女共同参画に係る法改正等

ストーカー行為等の規制等に関する法律が2000年(平成12年)に施行され、翌2001年(平成13年)、DV防止法が施行されました。DV防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。なお、DV防止法は、2004年(平成16年)に保護命令*制度の拡充を柱とする改正が行われ、2007年(平成19年)に市町村の努力義務として市町村基本計画の策定などが新たに加えられました。さらに、2013年(平成25年)の改正では、法の適用対象が、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

2007年(平成19年)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

また、2008年(平成20年)には次世代育成支援対策推進法、2009年(平成21年)には育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法*」という。)が改正され、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備が進みました。

さらに、2017年(平成29年)には、いわゆるマタハラ*防止措置義務を新設する改正男女雇用機会均等法及び、育児、介護と仕事との両立支援制度を充実した改正育児・介護休業法が施行され、仕事と家庭が両立できる社会の実現に向けた雇用環境の整備が進められています。

4 鹿児島県の動き

鹿児島県では、1999年(平成11年)3月に「かごしまハーモニープラン」が策定され、平成20年度までの男女共同参画社会の実現に向けた施策が示されました。

同年4月には鹿児島県男女共同参画推進本部を設置するとともに、2001年(平成13年)12月に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

また、2003年(平成15年)4月に、男女共同参画を推進するための総合的な活動拠点として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されたほか、2006年(平成18年)3月には、男女共同参画社会の実現を阻害する配偶者等からの暴力の根絶に向けて「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008年(平成20年)3月には、「かごしまハーモニープラン」に基づく取組の成果や課題を踏まえ、平成24年度までを期間とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2009年(平成21年)3月には、2007年(平成19年)7月のDV防止法改正及び2008年(平成20年)1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し等を踏まえ、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が改定されました。

2013年(平成25年)3月には、「鹿児島県男女共同参画基本計画」の成果と課題を踏まえ、鹿児島県における男女共同参画社会の形成が加速されるよう、平成29年度までを計画期間とする

「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり及び誰もが安心して暮らすことができる社会づくりを目標として取組が進められています。

2016年(平成28年)6月には、一人ひとりの女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍し、男女がともに安心して生き生きと働くことができる「鹿児島」の実現を目指し、経済団体等と行政が連携して本県における女性活躍の取組を加速化するために、女性活躍推進法第23条第1項に基づく協議会として「鹿児島県女性活躍推進会議」が発足しました。

5 鹿児島市の取組

本市では、1980年(昭和55年)4月、教育委員会に婦人青少年課(1992年(平成4年)に女性青少年課に改称)を設置、女性団体の育成や女性教育の推進に努めました。

1984年(昭和59年)、女性に関する施策を総合的に推進するため「鹿児島市婦人問題懇話会(1993年(平成5年)「鹿児島市女性問題懇話会」に改称)を設置し、さらに同年9月に、庁内における女性関連施策の総合的な推進のために助役を会長とした「鹿児島市婦人に関する行政推進連絡会議」(1993年(平成5年)「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」に改称)を設置しました。

1991年(平成3年)12月に策定された「第三次鹿児島市総合計画」の基本計画の中で「女性の社会参加と地位向上」を図るための基本的方向が示されました。

1994年(平成6年)4月には、女性政策部門を企画部に移管、女性政策課を設置して、女性政策の総合的な企画・調整を行う態勢を整えました。

同年10月、鹿児島市女性問題懇話会からの提言を受け、本市における女性に関する施策を総合的に推進する指針として「かごしま市女性プラン」(以下、「女性プラン」という。)を策定しました。

本市では、この「女性プラン」に基づき、男女共同参画社会を考える市民のつどいや、男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行、男女共同参画推進リーダー国内派遣事業などの施策を展開し、市民意識の醸成と人材の育成に努めてきました。

2001年(平成13年)1月には、男女共同参画社会の形成を促進するための拠点として「鹿児島市男女共同参画センター」(以下、「男女共同参画センター」という。)が生涯学習プラザとの複合施設(サンエールかごしま)として開館しました。

【サンエールかごしま外観】

【鹿児島市男女共同参画センター】

学習、情報、相談、支援、調査研究の5つの機能を備え、講座や講演会の開催や相談の実施、男女共同参画に関する図書やビデオ等の貸出のほか、男女共同参画のための市民活動の支援などを展開しています。



男女共同参画センター開館を機に同年1月30日「男女共同参画都市かごしま宣言」を行い、本市における男女共同参画社会の実現に向けて市民と行政が一体となった取組を進めることを宣言しました。

第1章 計画の趣旨と背景

2002年(平成14年)3月には、「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」を都市像とする「第四次鹿児島市総合計画」及び国内外の動向とこれまでの取組を踏まえ、「男女共同参画社会の形成」を目標とした計画期間が2011年度(平成23年度)までの「鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。

同年「鹿児島市女性問題懇話会」を「鹿児島市男女共同参画推進懇話会」へ、「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」を「鹿児島市男女共同参画推進連絡会議」に名称変更しました。

2006年(平成18年)4月には、女性政策課から男女共同参画推進課へ改称したあと、同年度は「鹿児島市男女共同参画計画」の計画期間の中間年にあたることから、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するために計画を見直し、2007年(平成19年)3月に計画を改定しました。

同年4月、男女共同参画推進課を企画部から市民部へ移管し、市民と行政が一体となった男女共同参画行政の推進を図っています。

2011年度(平成23年度)には、「人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」を都市像とする「第五次鹿児島市総合計画」が策定され、基本目標“学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち”の人権尊重社会の形成の中で「男女共同参画の推進」が掲げられました。

2012年(平成24年)3月には、第五次鹿児島市総合計画はもとより、鹿児島市男女共同参画推進懇話会からの提言や2010年(平成22年)9月に実施した市民意識調査の結果等も踏まえて、2021年度(平成33年度)までを計画期間とする「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。なお、この計画では、DV防止法に基づく市町村基本計画に位置付けられる「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(鹿児島市DV対策基本計画)」を併せて策定しています。

2014年(平成26年)3月には、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者などの役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める「鹿児島市男女共同参画推進条例」を制定しました。

同年、条例に基づく「鹿児島市男女共同参画審議会」を設置するとともに、「鹿児島市男女共同参画推進懇話会」を廃止しました。

2015年(平成27年)9月、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するために、市民意識調査を実施しました。前回2010年(平成22年)の調査や内閣府の調査と比較検討し、調査報告書にまとめました(2016年(平成28年)3月発行)。

このような状況を踏まえ、計画期間の中間年にあたり、第2次鹿児島市男女共同参画計画の後期をより実効的なものとするため見直しを行うこととしました。

